

社団法人滋賀県造林公社・財団法人びわ湖造林公社の
現状と取組 および 支援についての要望

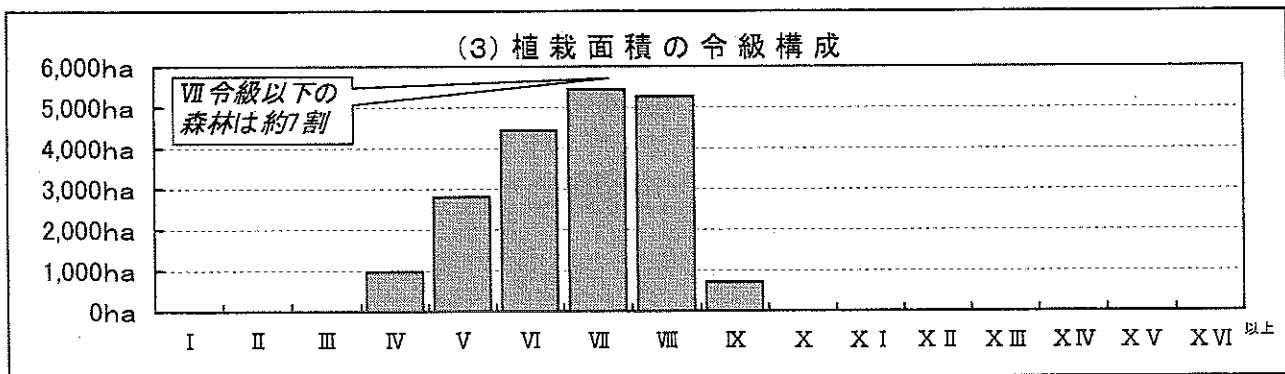
平成20年11月27日

滋 賀 県

I. 滋賀県造林公社・びわ湖造林公社の現状について

(平成19年度末現在)

	社団法人 滋賀県造林公社	財団法人 びわ湖造林公社	合計
(1) 設立年月日	昭和40年4月1日	昭和49年3月26日	—
(2) 契約面積	7,739ha	17,198ha	24,937ha
(うち植栽面積)	(7,115ha)	(12,507ha)	(19,622ha)
植栽樹種割合 (スギ:ヒノキ:マツ)	65%:25%:9%	67%:33%:0%	—



(4) 滋賀県造林公社・びわ湖造林公社の債務残高状況

(平成19年度末現在/単位:百万円)

	借入先	借入元金残高	未払利息残高	債務残高計	備考 (金利等)
滋賀県 造林公社	(株)日本政策金融公庫 (旧農林漁業金融公庫)	10,694	971	※1 11,665	0~6.5% 遅延損害金 626は除く
	滋賀県	6,026	2,232	8,258	S40~H元 年利3.5% H2 ~H11 複利3.5% H12以降 無利息
	下流社員 ※2 (8 団体)	8,705	8,477	17,182	複利3.5%
	合 計	25,425	11,680	37,105	
びわ湖 造林公社	(株)日本政策金融公庫 (旧農林漁業金融公庫)	33,725	2,930	※1 36,655	0~6.5% 遅延損害金 1,942は除く
	滋賀県	29,987	4,266	34,253	S48~H10 年利3.5% H11以降 無利息
	合 計	63,712	7,196	70,908	
合 計	(株)日本政策金融公庫 (旧農林漁業金融公庫)	44,419	3,901	※1 48,320	遅延損害金 2,567は除く
	滋賀県	36,013	6,498	42,511	
	下流社員 ※2 (8 団体)	8,705	8,477	17,182	
	総 計	89,137	18,876	108,013	
平成18年度末		89,137	16,610	105,747	
平成19年度中に 新たに発生した債務		0	2,266	2,266	遅延損害金 2,567は除く

※1:平成20年9月、両公社が旧農林漁業金融公庫に対して負っている債務を滋賀県が引き受けたため、現在では滋賀県の債務となっている。

※2:社員借入金割合は、大阪府〔24%〕、大阪府〔24%〕、兵庫県内〔12%〕(兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団)

Ⅱ. 経営改善の取組

(1) 人件費の削減

プロパー職員の減(S54年42名→H19年18名)

(2) 管理経費の削減

事務所の統廃合等の組織の再編(H15に事務所を廃止し、本社一本化)

(3) 公庫資金の借り換えによる利息の低減

施業転換資金の早期導入(H9～H15)

(4) 積極的な補助金等の活用および事業確保(S60～)

(5) 長伐期施業の導入

収造林契約の期間50年を30年間延長し、80年の長伐期施業(高齢林での伐採)への転換を推進

(6) 特定調停を申立て(H19～)

H19/11/ 9 滋賀県造林公社が大阪地方裁判所へ特定調停申立

H19/11/16 びわ湖造林公社が大阪地方裁判所へ特定調停申立

申立内容について

① 弁済は伐採収入をもって充てることを原則とし、その支払い方法等について支援を要請

② 伐採収入をもって返済できない債務については、債務免除を含めた協議を行う

Ⅲ. 県が行う公社への支援

(1) 公社自助努力の指導

・補助事業の活用、受託事業の確保等、管理経費の縮減

(2) 県貸付金の無利子化(滋賀県造林公社:H12年度～/びわ湖造林公社:H11年度～)

・公社への新規貸付金の無利子化を実施、既貸付金についても利息を凍結

(3) 抜本改善策検討期間中の出資金、出捐金による暫定的支援

(4) 公庫債務を免責的に引受け(平成20年9月)

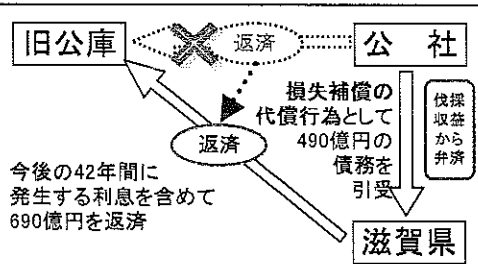
《公庫債務処理》

17・18年度償還猶予を受け、
公庫への償還スキームについて協議

H20.9 免責的債務引受

(公社と県の間で弁済合意書を締結)

H20.11 造林公社問題検証委員会設立準備



《経営改善検討会議》

本県公社の資産査定を行ったところ、国の補助制度を活用しても最大で800億円を超える債務超過が判明しており、これ以上自助努力による再建は困難と判断

《特定調停》

H19.11 申立

H19.12 第1回期日～

H20.10 第7回期日(継続中)

公社の安定経営を目指した今後の取組

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 債務の圧縮 | … 特定調停の早期成立 |
| ② 造林公社問題検証委員会 | … これまでの運営等について検証 |
| ③ 伐採収入の確保 | … 木材流通システムの構築 |
| ④ 国の財政的支援 | … 国と地方の政策協議 |

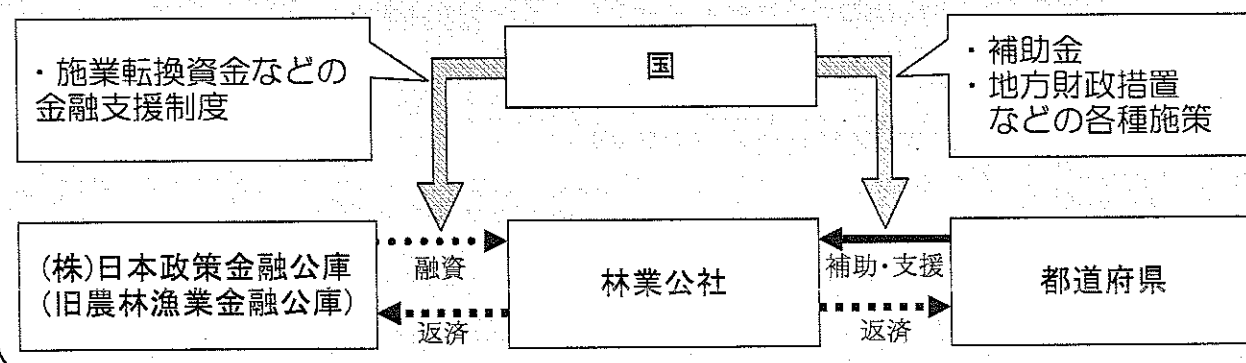
公社経営の抜本的な改革

IV. 造林公社の抜本的改革のための支援についての要望

- 本県が造林公社から免責的に引き受けた（株）日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）の債務について、将来にわたる利子負担の軽減が図れる**新たな金融支援制度の創設**を図りたい。
- 経営改善に資するため、木材生産流通施策の充実および森林の新しい価値に着目したビジネス創造のための施策強化を図りたい。
- 公社経営支援を行う地方公共団体に対し財政負担を軽減するため、**地方財政措置の大幅な拡充等**を図りたい。
 - ① 特別交付税措置の枠（現行 20 億円）の拡充および対象の拡大など
 - ② 県が免責的に引き受けた債務の償還に対しての地方財政措置の創設

※ 第三セクター等処理に関し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合に活用が検討されていると聞く地方債について、損失補償の代償行為として 県が債務を引き受けた場合における債務の処理や、第三セクター等の再生に資する経費についても対象としていただきたい。

従来の国による支援イメージ



滋賀県の状況および要望イメージ

